

文京区指定文化財の指定について

文京区教育委員会は、文京区文化財保護条例（平成4年3月31日条例第28号）第20条第1項の規定により、「木造阿弥陀如来立像」の文京区指定文化財の指定について、文化財保護審議会に諮問し、調査・審議の結果、指定に相応しい貴重な文化財であるとの建議を受けた。これを受け、令和5年第1回教育委員会臨時会において、文京区指定文化財に指定することを決定した。

1 概要

(1)種別

有形文化財（彫刻）

(2)名称

木造阿弥陀如来立像 1 軀

(3)指定理由

本像は、平安時代後期の優れた作風を示す来迎阿弥陀如来立像の貴重な遺品である。これまでに本区の指定文化財となっている平安時代後期の仏像は6体あるが、本像は、一部に後補の箇所があるものの、それら既指定の作品に比して造立当初の表現をよく残していることにも高い価値が認められる。

このように、本像は平安時代彫刻の貴重な遺品であり、指定文化財とすることは妥当であると考えられる。

(4)告示日

令和5年3月1日

(5)所有者

宗教法人西岸寺（文京区春日一丁目12番12号）

(6)所蔵先

宗教法人西岸寺（文京区春日一丁目12番12号）

2 周知方法

区報及び文京区教育だより「きあら」に掲載する。



写真 木造阿弥陀如来立像（西岸寺所蔵）